

エリア別ブランディング事業ブランドコンセプトロゴマーク等作成業務委託にかかる
契約業者選定要領

1. 委託業務の内容

別紙仕様書（案）のとおり

2. 業者選定方法

公募型の提案審査型随意契約（プロポーザル方式）とする。

3. 本件業務委託にかかる委託上限額

2,200,000 円（消費税込み）

4. 審査方法

(1) 審査決定方法

参加業者から提出された提案書をもとに、審査委員会において決定する。

提案書の審査は書面審査のみとし、採点表を用いて (2) の視点から企画内容等を審査・評価し、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として特定（決定）する。

(2) 評価ポイント

①コンセプト（5点）

・各エリアのブランドコンセプトの内容を反映したデザインになっているか

②デザイン性（15点）

- ・観る者の目を引き、記憶に残るものとなっているか
- ・オリジナリティのあるデザインであるか
- ・各エリアの魅力を引き出すものとなっているか

③実用性（5点）

- ・白黒又は単色でも使用できるロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプとなっているか
- ・4エリア一体での活用と、各エリア単体の活用の双方を想定したデザインとなっているか
- ・シンボルマーク及びロゴタイプ単体でも使用可能なものであるか

④活用性（5点）

・印刷物や広報ツールなど、幅広い用途において活用しやすいものであるか

⑤業務履行体制の的確性（5点）

- ・当該事業を遂行する能力、組織体制、人員を有しているか
- ・適切なスケジュール、業務履行体制がとられているか
- ・業者及び担当者の業務実績は十分か

⑥費用の妥当性・経済性（5点）

・提案内容と見積り書の整合性がとれており、合理的かつ経済性に優れているものか

5. 業者決定までのスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年12月20日（水） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和5年12月27日（水）16時 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和5年12月28日（木） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和6年1月18日（木）16時 |
| (5) 企画提案書の選考（審査委員会の実施） | 令和6年1月22日（月） |

(6) 企画提案書の選考結果の通知

令和 6 年 1 月 22 日 (月)

6. 審査委員会

(1) 設置

参加業者から提出された提案書の審査を行い、委託業者の決定を行うため、審査委員会を設置する。

(2) 委員

審査委員会は以下の委員により構成する。

審査委員長	文化観光局観光交流部長	小関 達也
審査委員	文化観光局観光交流部観光課企画調整担当課長	渡辺 宗太
	文化観光局東北連携推進室東北連携推進担当課長	蛭名 葉子
	公益財団法人仙台観光国際協会 DMO 担当部長	川口 順弘

(3) 議決の方法

①審査委員は、それぞれの提案書の内容について、0～5 の六段階評価にて、別紙採点表により採点を行う。

②前項の採点終了後、事務局が採点の取りまとめを行う。

③前項の採点取りまとめ結果により、最も高得点の者を委託業者に決定する。

④採点された評価の集計点が同点の場合の選定については以下のとおり。

(ア) 各審査委員の評価で 1 位が多い者を最優秀提案者とする。

(イ) (ア) が同数の場合は、委員長が高い評価をした者を最優秀提案者とする。

(ウ) (イ) が同評価の場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者とする。

(エ) (ウ) が同額の場合はくじ引きとする。

⑤評価及び評価係数

評価	6 段階評価
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1
不適格、評価不能	0

⑥評価ポイントのデザイン性については、評価係数に 3 を乗じた値を配点とする。

(4) 事務局

事務局を観光交流部観光課に置く。

7. その他

その他本件委託業者選定につき必要な事項については、観光交流部長が必要に応じて審査委員会に諮り決定する。